第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、本件事業により改変される本件区間内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存するが、起業者が香川県教育委員会と協議を行った結果、保護措置は不要とされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年条例第３号。以下、「香川県道路構造条例」という。）による第３種第２級の規格に基づき、現道拡幅方式により車道及び自転車歩行者道の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、香川県道路構造条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成24年３月９日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、車道幅員が狭小であり、自転車歩行者道が整備されていないことから、できるだけ早期に自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　香川県観音寺市役所建設課

○九州地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千百五十六号長崎都市計画及び大村都市計画下水道事業大村湾南部流域下水道

三　事業施行期間　自平成六年四月五日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日　　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号及び二百三十九号	北海道紋別郡湧別町錦町四八番地先から同町川西五三番地先まで	北海道開発局建設部及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月二十八日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

平成 28 年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第１項の規定に基づき、同項に規定する平成28年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年３月 28 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成28年度輸入食品監視指導計画

平成26年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約222万件、輸入重量が約3,241万トンであった。農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約４割であり、供給熱量ベースで約６割を国外に依存する状況となっている。

これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成27年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査機器の整備による輸入時の検査項目の拡充を図り、モニタリング検査（食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第28条第１項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。以下同じ。）、検査命令（法第26条第２項又は第３項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。以下同じ。）等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における安全対策の適正化を推進するため、計画的な輸出国の対日輸出食品に関する制度調査並びに個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。

これらの取組について、平成27年12月に公表した平成27年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）では、平成27年４月から９月までの速報値として、輸入届出件数は約113万件、輸入重量は約1,142万トン、検査件数は約10万２千件であり、うち法違反件数は431件であった。平成28年度においては、これまでの施策を更に進めるとともに、モニタリング検査については、平成27年度のモニタリング検査結果、輸出国の規制及び安全管理体制に係る調査（以下「制度調査」という。）の結果等を勘案して見直しを行う。具体的には、海外での検出情報等を踏まえた病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施、農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度（以下単に「ポジティブリスト制度」という。）の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直しを行う。特に冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、加工食品の成分規格に係るモニタリング検査を引き続き重点的に実施するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、「「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガ